

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
令和元年7月19日
(令和元年6月受付分)



令和元年6月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、4件でした。今回は、独立行政法人国民生活センターの注目情報から、注意喚起情報をお知らせします。

◆チケットの転売に関するトラブルにご注意！◆

コンサートやスポーツなどの興行チケットのインターネットにおける転売に関する相談が増加しています。

- ★「チケットを受け取れなかった」「購入したチケットでは入場できなかった」などチケット転売仲介サイト等に関する相談
- ★「公式チケット販売サイトと間違えて購入してしまった」など公式チケット販売サイトと紛らわしいサイトに関する相談
- ★「代金を支払った途端、相手と連絡が取れなくなってしまった」などインターネット掲示板等で知り合った相手との取引に関する相談が寄せられています。

不正転売禁止!



※消費者庁イラスト集より

✔アドバイス

●チケット転売仲介サイトでは、チケットの価格や手数料が高額であったり、転売禁止のチケットだと気付かずに購入した場合に、キャンセルしたくてもできないケースがあります。公式チケット販売サイトと間違えて、海外のチケット転売仲介サイトから購入してしまうケースも目立っています。

チケットを購入する際は、公式チケット販売サイトかどうか、チケットの価格や手数料が高額でないか、キャンセルに関するルールなどを十分に確認してから購入しましょう。

●チケットの中には、規約において第三者への譲渡、転売などを禁止している場合があります。また、入場時に、公式チケット販売サイトからの購入者であることの本人確認が必要な場合もあります。これらの場合、転売チケットは利用できないように無効にされたり、入場時の本人確認により入場できないおそれがあります。転売チケットを購入する際は、興行主や主催者等のチケットの規約で転売が禁止されていないかよく確認しましょう。

●不正転売はしないようにしましょう。

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(チケット不正転売禁止法)が2019年6月14日から施行されました。

もし、急きょ行けなくなった場合は、公式リセールサイトを利用して、そのチケットを希望する人へ転売することが可能な場合がありますので検討しましょう。

チケット転売仲介サイト等では、転売目的で入手したとみなしたチケットの販売、出品を禁止しているケースがありますので注意しましょう。

※(独)国民生活センターHPより抜粋

「チケットの転売に関するトラブルにご注意！」http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/ticket.html

「インターネットでのチケット転売に関するトラブルが増加しています！」http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190606_1.html

LINEで情報発信!

アカウント名:岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)



ひとりで悩まず、まず相談!!

相談電話: 086-803-1109

相談受付: 月~金 9時~16時(祝日、年末年始は除く)